

7. 介護・介助

1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス **身 知 精 発 難病**

平成25年(2013年)4月に「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」が施行されました。

これは、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活をより総合的に支援するためのもので、以下の点において充実が図られました。

- 障害者の範囲に、難病等を追加。難病患者等であって、本法における障害者の定義に該当する場合は、障害者手帳が取得できない場合であっても、障害福祉サービス(表1)を利用していただけます。(対象となる難病の範囲については78・79ページのとおりです。)
- 「障害程度区分」から「障害支援区分」への改正(平成26年4月施行)
- 障害者に対する支援の充実(一部平成26年4月施行)
- サービス基盤の計画的整備

表1 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

①介護給付	②訓練等給付
居宅介護(ホームヘルプサービス)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
重度訪問介護	就労移行支援
同行援護	就労継続支援(A型・B型)
行動援護	共同生活援助(グループホーム)
療養介護	就労定着支援
生活介護	自立生活援助
短期入所(ショートステイ)	
重度障害者等包括支援	
施設入所支援	

★ 障害者施策と介護保険との関係

障害者施策と介護保険とで共通するサービスは、介護保険から受けていただくことが基本です。

★平成27年4月から、障害福祉サービス・地域相談支援(※)を利用する場合、支給決定の際には、必ず「サービス等利用計画案」等を提出いただくことになりました。(ただし、介護保険の利用者の方は、原則不要です。また、地域生活支援事業だけの利用の方は不要です。)

※精神科病院や入所施設等に入所中の場合に、地域生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」と一人暮らし等の場合に家族に代わって緊急時支援等を行う「地域定着支援」があります。

<利用者負担の仕組み>

「障害者総合支援法」では、サービスの利用の際に必要な利用者負担の額は、所得に応じた負担となります。ただし、サービス利用量が少なく、費用の1割負担のほうが低い場合には、1割負担となります。(表2)

また、食費や光熱水費等の実費負担については、所得が低い方に配慮した軽減措置(表3)が設けられています。

表2 利用者負担額

所得区分	利用者負担額(月額)	
	〈ただし、費用の1割に相当する額の方が低い場合は、1割に相当する額〉	
生活保護	0円	
低所得(※1)		
一般1(※2)	居宅で生活する18歳未満の障害児	4,600円
	居宅で生活する18歳以上の障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2(※3)	37,200円	

※1 低所得:市民税非課税世帯^{※4}に属する方

※2 一般1:市民税課税世帯^{※4}に属する方で、次のア又はイに該当する方

ア 居宅で生活している方で、市民税所得割額^{※5}が16万円(18歳未満の場合は28万円)未満の方

イ 施設に入所している20歳未満の方で、市民税所得割額^{※5}が28万円未満の方

※3 一般2:市民税課税世帯^{※4}に属する方で、「一般1」以外の方

※4 世帯:住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなす。

※5 市民税の所得割額は、1月1日に堺市を含む政令指定都市に住所を有していた方の場合、8%ではなく6%の税率で算出します。

表3 利用者負担の軽減措置

配慮措置の種類		入所施設 (20歳以上 の利用者)	入所施設 (20歳未満 の利用者)	通所施設 ショート ステイ	グループ ホーム	ホーム ヘルプ サービス
定率負担	(ア) 高額障害福祉サービス費	○	○	○	○	○
	(イ) 生活保護への移行防止	○	○	○	○	○
食費・ 光熱水費	(ウ) 補足給付	○	○		○	
	(エ) 通所サービス等の食費軽減			○		

(ア) ・高額障害福祉サービス費

世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、児童福祉サービスの利用者がある場合や、介護保険サービスを利用している人が障害福祉サービスを利用した場合は、利用者負担額を超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます。(原則、申請に基づく償還払い方式となります。)

例えば、一般2の世帯で2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合であっても、世帯全体の利用者負担の合計額としては、37,200円が上限となります。

なお、平成24年4月から、補装具と障害福祉サービス利用の場合も対象となっています。

・高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減

ホームヘルプやショートステイなどの障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合があります。

(イ) 生活保護への移行防止

各種の利用者負担軽減措置を講じても、利用者負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象とならない額まで利用者負担額や食費等実費負担を引き下げます。

(ウ) 補足給付

入所施設の食費及び光熱水費の実費負担額は施設ごとに設定されますが、実費負担額のうち、収入に応じた一定額を減額する措置が講じられます。

なお、減額した額については、市から施設へ補足給付として支払われます。

また、グループホームについても、低所得の方を対象として、月額1万円までの範囲で、家賃を補助します。

(エ) 通所サービス等の食費軽減

通所施設またはショートステイ(短期入所)を利用する場合、所得が低い方(18歳以上の場合は市民税所得割額16万円未満の方、18歳未満(児童)の場合は市民税所得割額28万円未満の方)については、食費のうち、食材料費のみの負担となるよう減額(人件費相当分を減額)する措置が講じられます。

なお、減額した額については、市から施設へサービス報酬に加算して支払われます。

(オ) 利用者負担額の免除

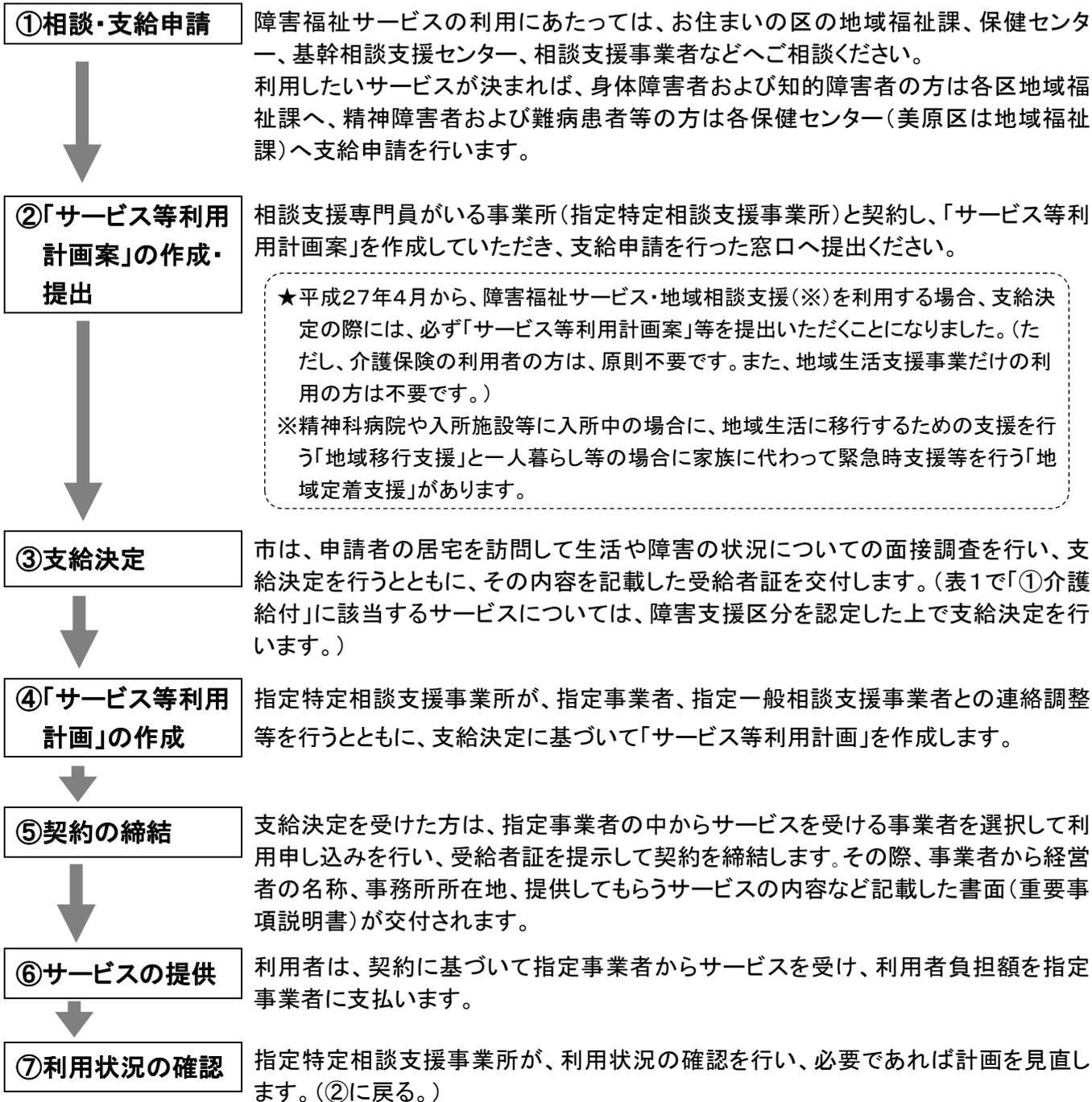
利用者等が、災害その他厚生労働省令で定める特別の事情により、障害福祉サービスに係る利用者負担が困難であると認められる場合は、利用者負担額を免除できる場合があります。

〈特別な事情とは〉

- 1 利用者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- 2 利用者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- 3 利用者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少(※)したこと。
- 4 利用者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(※)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した場合も含まれます。

＜障害福祉サービス利用の手続き＞



●問合わせ先

各区地域福祉課又は各保健センター

2) 移動支援事業(ガイドヘルプサービス) **身** **知** **精**

「障害者総合支援法」では、ガイドヘルパーの制度は市町村が行う地域生活支援事業の1つとして位置付けられています。堺市では、以下のとおり実施しています。

<サービス内容>

屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付き添いを行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。

<対象者>

単独で外出することが困難で、付き添いを必要とする状況にある全身性障害者、知的障害者及び精神障害者(行動援護、重度訪問介護利用者を除く。)

なお、視覚障害者の方については、「同行援護」の利用となります。

<利用者負担の仕組み>

堺市では、所得にかかわらず一定時間数までの利用については無料とし、それを超える利用についてのみ1割負担(30分あたり80円となります。)が発生する仕組みとすることで、利用者の負担軽減、社会参加の促進を図っています。

区 分		無料	1割負担
身体障害者		～25時間	～50時間
知的障害者・精神障害者		～18時間	～40時間
18歳未満の障害児		～10時間	～20時間 (8月のみ40時間)
施設入所者 (18歳以上)	一時帰宅中の外出	～15時間	～25時間
	施設を起点とする外出	—	～25時間
	施設を起点とする外出で、地域生活への移行をめざす場合(1年間のみ)	～15時間	～25時間

※市民税非課税世帯の場合は、1割負担はありません。

<サービス利用の仕組み>

1)の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと同様です。

●問合わせ先 | 各区地域福祉課又は各保健センター

<2人介護対象者の利用時間>

対象者1人に対してその移動支援の提供に2人のガイドヘルパーが従事する場合は、上記の利用時間数の2倍の範囲内で利用することができます。

●問合わせ先 | 各区地域福祉課又は各保健センター

3) 重度訪問介護利用者等大学修学支援事業 **身** **知** **精**

重度訪問介護を利用する障害者を対象に大学などに修学する際の通学及び大学などの敷地内における身体介護などの支援を実施します。

<利用者負担の仕組み>

身体介護等に係る支援30分あたり80円

医療的介護に係る支援30分あたり519円

負担上限額4,000円、市民税非課税世帯の場合0円

●問合わせ先 | 各区地域福祉課又は各保健センター

4) 日中一時支援事業(日帰りショートステイ) **身** **知** **精** **発** **難** **病**

「障害者総合支援法」では、短期入所(ショートステイ)のうち宿泊を伴わないもの(いわゆる「日帰りショートステイ」)については、市町村が行う地域生活支援事業の1つとして位置付けられています。

堺市では、以下のとおり実施しています。

<利用者負担の仕組み>

原則1割となりますが、以下のとおり負担上限月額を設けています。

生活保護	低所得	一般
0円	0円	4,000円

<対象者>

宿泊を伴う短期入所(ショートステイ)の支給決定を受けている方

<サービス利用の仕組み>

1)の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと同様です。

- 問い合わせ先 | 各区地域福祉課又は各保健センター

5) 訪問入浴サービス **身**

このサービスによらなければ入浴することが困難な身体障害者の方の居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

- 必要なもの | 身体障害者手帳
 - 自己負担 | サービス料の1割
- ただし、所得に応じた負担上限(月額)が設けられています。

負担上限月額

区 分	負担上限月額
生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方	0円
低所得世帯に属する方	
市民税課税世帯に属する方	4,000円

※ 1か月間に利用したサービス量にかかわらず、負担上限月額を超える負担は生じません。

※ 住民票上の世帯が原則ですが、18歳以上の場合は本人とその配偶者のみを世帯としてみなします。

- 問い合わせ先 | 各区地域福祉課

6) 障害児施設入浴サービス **身** **知**

自宅での入浴が困難な障害児に、施設で入浴(送迎付)が受けられるサービスを提供します。

- 対象者 | 特別支援学校中学部若しくは中学校に通学している者又はこれらを卒業した者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの。
- 必要なもの | ・身体障害者手帳または療育手帳
・印かん
- 自己負担 | サービス料の1割。ただし、所得に応じた負担上限(月額)を設けています。

負担上限月額

区分	対象者	負担上限月額
(1) 生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
(2) 低所得1	市民税非課税世帯に属する方で、本人(18歳未満の場合は保護者)の収入が年間80万円以下の方	
(3) 低所得2	市民税非課税世帯に属する方で、(2)に該当しない方	
(4) 一般	市民税課税世帯に属する方	4,000円

※ 1か月間に利用したサービス量にかかわらず、負担上限月額を超える負担は生じません。

●問合わせ先 | 各区地域福祉課

7

介護・介助

7) 地域生活支援拠点等の事業所(緊急時の受け入れ・対応) **身** **知** **精** **発** **難病**

在宅で生活する障害者児が、介護者の急病等により、在宅での生活が一時的に困難になる場合等の緊急時の対応として、地域生活支援拠点等の機能(緊急の受け入れ・対応)を担う短期入所事業所を認定しました。

緊急時においては、下記の堺市地域生活支援拠点等を担う短期入所事業所にご相談ください。

原則、障害福祉サービスの短期入所(ショートステイ)のサービス決定を受けている必要があります。

事業所名	所在地	電話	FAX
社会福祉法人南湖会泉嶺ホーム	堺市中区平井482番地	277-0374	277-0325
ショートステイあかね	堺市東区日置荘西町8丁1番1号	286-2260	286-2268
ショートステイうてな	堺市西区草部775-2	275-3660	275-3661
総合生活支援センターそら/ ショートステイそら	堺市南区柵202番地9	291-2628	291-2629

計画相談支援をご利用の方は、まずは指定特定相談支援事業所の担当の計画相談支援員にご相談ください。

8) 堺市重症障害者医療的ケア支援事業 **身**

常時家族の看護が必要な身体障害者(18歳未満の在宅の身体障害児を含む。)のいる家族に対し、家族の看護の負担を軽減し、その福祉の増進を図るため、医療的ケアを行う看護師を派遣します。

●問合わせ先 | 各区地域福祉課

9) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 **身**

聴覚障害者の方が公的機関や医療機関に相談に赴く場合などで、手話通訳・要約筆記を必要とする場合、市に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

●問合わせ先 | 堺市立健康福祉プラザ 視覚・聴覚障害者センター
TEL 275-5024 FAX 243-2222

10) 盲ろう者通訳・介助者の派遣 **身**

盲ろう者(視覚と聴覚に重複して重度の障害がある方)で身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた方に対して、自立と社会参加を促進するため、日常生活で通訳・介助が必要な時に通訳・介助者を派遣します。

●問合わせ先 | 社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会(盲ろう者等社会参加支援センター)
TEL 06-6748-0587 FAX 06-6748-0589

11) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 **身** **知** **精** **発** **難病**

重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院した場合に、本人をよく知るホームヘルパーやガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として病院に派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図り、安心して医療を受けられる環境を確保します。月50時間まで。

●対象者

次の要件を全て満たす者(ただし、施設入所者及び就学前児童は対象外)

- (1)堺市から「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「移動支援」「同行援護」のいずれかの支給決定を受けている者
- (2)障害支援区分認定調査項目6「認知機能」群のうち、「コミュニケーション」の項目において「日常生活に支障がない」以外である者又は「説明の理解」の項目が「理解できる」以外の者(「移動支援」利用の場合は準じる者)

※平成30年4月の法改正により、障害支援区分6の利用者については重度訪問介護での利用となります。

●自己負担

なし

●問合わせ先

各区地域福祉課又は各保健センター

12) 重度障害者就業支援事業 **身** **知** **精**

重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する障害者を対象に、就業中や就業に伴う移動中または休憩時間中の日常生活の支援を実施します。

●問合わせ先

各区地域福祉課又は各保健センター

13) 福祉サービスの苦情窓口のご案内 **身** **知** **精** **発** **難病**

福祉施設の利用や居宅でのホームヘルプサービス、通所サービスなどの福祉サービスは、自分で選んで利用する仕組みになっています。しかし自分で選んだというものの、事前に聞いていた内容、または契約した内容と違っていたり、今、受けているサービスに疑問や不満を感じている方もいらっしゃるかもしれません。このような福祉サービスの苦情を解決するために、設置されています。

●問合わせ先

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター1階

専用電話 06-6191-3130

(月～金 午前10時～午後4時、土・日・祝日・年末年始を除く。)

FAX 06-6191-5660